

第3章 史跡の概要及び現状と課題

3-1 史跡指定の状況

(1) 指定内容

名 称 八代城跡群  
指定日 平成 26 年 (2014) 3 月 18 日 (文部科学省告示第 30 号)  
基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二による  
面 積 297,775.42 m<sup>2</sup>  
所在地 熊本県八代市古麓町 969 番 1 他 118 筆等

|                               |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八代城跡群<br>古麓城跡<br>麦島城跡<br>八代城跡 | 熊本県八代市平山<br>新町字船河内 | 国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) による第Ⅱ座標系を基準とする。<br>425 地点 ( X =-58415.876m、 Y =-36612.079m)、<br>412 地点 ( X =-58415.963m、 Y =-36611.968m)、<br>426 地点 ( X =-59431.218m、 Y =-36622.192m)、<br>411 地点 ( X =-58446.216m、 Y =-36631.848m)、<br>410 地点 ( X =-58458.130m、 Y =-36639.400m)、<br>424 地点 ( X =-58462.100m、 Y =-36651.447m)、<br>421 地点 ( X =-58442.691m、 Y =-36639.038m)、<br>418 地点 ( X =-58441.931m、 Y =-36638.539m)、<br>417 地点 ( X =-58425.772m、 Y =-36626.045m)<br>を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲 |
|                               | 古麓城跡<br>同 古麓町字地領   | 969 番 1 の内実測 246.01m <sup>2</sup> 、970 番 2、971 番、972 番 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                               | 同 古麓町字上り山          | 865 番 15、865 番 122、865 番 125、865 番 126、865 番 188                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                               | 同 古麓町字新城           | 1095 番、1095 番 39、1095 番 40、1095 番 41、1095 番 42、<br>1095 番 43、1095 番 44、1095 番 45、1096 番 46、1095<br>番 47、1096 番、1097 番 1、1097 番 2、1097 番 3、1097<br>番 4、1097 番 5、1097 番 6、1097 番 7、1097 番 8、1097<br>番 9、1097 番 10、1097 番 11、1097 番 12、1097 番 13、<br>1097 番 14、1097 番 15、1097 番 16、1097 番 17、1097 番<br>18、109719 番、1097 番 20、1097 番 21、1097 番 22、1097<br>番 23、1097 番 24、1097 番 25、1097 番 26、1097 番 27、<br>1097 番 28、1097 番 29                                                        |
|                               | 同 妙見町字櫓場           | 2557 番、2558 番、2569 番、2570 番、2571 番<br>右の地域に介在する道路敷きを含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|       |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八代城跡群 | 麦島城跡             | 2057 番、2072 番 5、2072 番 6、2073 番 8、2080 番 2、2082 番 2、2085 番 7、2085 番 8、2085 番 9、2085 番 10、2085 番 11、2087 番 7、2090 番 2、2091 番 4、2091 番 5、2091 番 6、2091 番 7、2092 番 2、2093 番 2、2094 番 3、2096 番 3、2112 番 3、2112 番 5、2114 番 2、2115 番 1、2115 番 3<br>熊本県八代市古城町字古城 2085 番 8 と同 2087 番 7 と同 2091 番 7 に挟まれ、同 2085 番 9 と同 2096 番 3 に挟まれる道路敷きのうち実測 44.74㎡を含む。 |
| 古麓城跡  | 同 古城町字古城         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 麦島城跡  |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 八代城跡  | 八代城跡<br>同 松江城町七号 | 10 番 1、11 番 1、13 番 1、14 番 1、15 番 1、15 番 15、16 番 1、17 番 1、18 番、19 番、22 番、23 番、24 番、25 番、31 番、54 番 1、55 番 1、56 番 1、57 番 1、58 番 1                                                                                                                                                                                                                   |
|       | 同 西松江城町壱号        | 11 番 1、13 番 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 同 北の丸町貳号         | 6 番、7 番 1、8 番、10 番、11 番 1、12 番 1、16 番 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(2) 指定理由文

【八代城跡群】（文化庁指定説明文より転載）

八代城跡群は、球磨川河口部の八代市街地と東方の丘陵部に所在する、中世から近世にかけて熊本県八代地域の支配拠点となった城跡と関連遺跡からなる遺跡である。

球磨川河口部に位置する八代は、薩摩街道が通る交通の結節点であり、肥後五港の一つとして知られる徳淵の津を有し、肥後及び九州の水陸交通の要衝であった。建武元年（1334）名和義高が八代荘の地頭職を得て、球磨川右岸の丘陵部に古麓城を築き、支配の拠点とした。15 世紀後半以降、名和・相良両氏の抗争を経て相良氏が八代を領し、麓に城下町も形成されたが、島津氏の勢力北上に伴って、古麓城は島津の拠点となった。天正 15 年（1587）九州攻めに際して豊臣秀吉は、古麓城に滞在している。天正 16 年肥後南部の領主になった小西行長は、港をより直接的に掌握するため、徳淵の入江と球磨川に挟まれた地に麦島城を築かせた。関ヶ原の戦いの後、加藤清正の領国となって麦島城はその支城となり、島津氏を牽制する境目の城として機能し、元和の一国一城令後も、熊本城とともに一国二城体制として維持された。しかし、元和 5 年（1619）地震で倒壊したため、北側に八代城（松江城）が築かれた。細川氏の肥後入封に伴い、藩主忠利の父細川三斎（忠興）が入城、正保 3 年（1646）細川家家老松井興長が城代となって以後は、松井家が歴代その任に当たり、明治維新に至った。

古麓城跡は、八代平野に流れ出た球磨川の東に近接した飯盛山・丸山・古麓山の頂上と尾根筋に点在する、5つの山城群の総称である。東西約800m、南北約960mの範囲に曲輪や堀切、堅堀等の遺構が展開する。北側から伝新城跡、伝丸山城跡、伝鞍掛城跡、伝鷹峯城跡が尾根筋を介して接続し、各城曲輪の配置には求心性がない並列的な構造の山城である。また、伝丸山城跡及び伝鷹峯城跡と谷筋を挟んで南側に伝飯盛城跡が存在する。今回保存を図るのは、相良氏時代と考えられる伝新城跡及び伝丸山城跡である。伝新城跡では北側に二重の堀切を設け、伝鷹峯城跡につながる尾根の両端は中央部を細く残した土橋とし、両側に堅堀を併設する状況が確認されている。

麦島城跡は、球磨川とその支流前川に挟まれた中州に所在する。城跡を横断する都市計画道路建設を契機に、八代市教育委員会が平成8年度以降、発掘調査等を実施した結果、城跡は東西約130m、南北約120mの本丸を中心に、東に二ノ丸、西に三ノ丸を配し、それぞれ水堀で囲まれた総石垣造りの城であることが判明した。本丸跡では、加藤時代の改修状況を確認し、二ノ丸東側外堀跡では、地震で倒壊した平櫓の建築部材が出土した。今回保存を図るのは、天守台及び本丸の一部である。天守台石垣と推定される石垣が現存し、本丸中央部では御殿跡と想定される礎石建物を検出した。また、西端部では小天守と思われる櫓台状の石垣遺構を検出し、小天守に葺かれたと考えられる朝鮮半島産の「隆慶二年」銘及び「萬曆十二年」銘の滴水瓦、及び金箔鯨瓦が出土した。九州最古の織豊系城曲輪として、また小西行長築城の城曲輪として注目される。

八代城跡は、球磨川河口の北側に立地し、本丸、二ノ丸、三ノ丸、出丸からなる総石垣造りの城である。加藤時代の麦島城の縄張を基としたと推定され、細川期においてもその縄張を基本としたものとされる。現在、本丸と北ノ丸が良好に遺存している。本丸の規模は約180m角で、四周に水堀を備えている。東側に大手門を設け、本丸西北角に大天守、その南に小天守台が現存する。北ノ丸にも石垣が一部残っている。

これら三城跡に関連するものとして、平山瓦窯跡及び松井家墓所がある。平山瓦窯跡は、加藤氏が麦島城を改修する際に、その所用瓦を焼いた窯跡で、八代平野の南東山麓部に位置する。中央の焼成室とその両側に作られた燃焼室からなる平地式窯である。また、松井家墓所は、古麓城跡の西麓に所在する春光寺境内に営まれた、城代松井家歴代の墓所である。旧廟と新廟の2棟の霊屋に興長以下歴代の当主及び正室の五輪塔が一行に配され、周囲には一族等の墓域が展開する。

このように、八代城跡群は、水陸交通の要衝に位置する八代を支配するため

継続して築かれた城跡群であり、中世末・近世初頭に、港湾・水運をより強く掌握するため支配拠点丘陵部から平地部に移動させていく中・近世城館の歴史的展開をよく示す。歴代の政治権力による港湾・水運の掌握の様相を窺えるとともに、一地域で中・近世の城曲輪構造の変遷を知ることができ、我が国の中・近世の政治・軍事を知る上で貴重であることから、史跡に指定してその保護を図るものである。

#### 【八代城跡群の追加指定】（文化庁指定説明文より転載）

八代城跡群は、球磨川河口部の八代市街地と東方の丘陵部に所在する、中世から近世にかけて熊本県八代地域の支配拠点となった城跡と関連遺跡からなる遺跡である。建武元年（1334）名和義高が八代荘の地頭職を得て、球磨川右岸の丘陵部に古麓城を築き、支配の拠点とした。その後、相良氏が八代を領したが、島津氏の勢力北上に伴い、古麓城は島津の拠点となった。豊臣秀吉が九州を平定すると、小西行長が肥後南部の領主となり、球磨川河口部の中州に新たに麦島城を築いたが、関ヶ原の戦いで改易、当地は加藤清正の領国となり、麦島城はその支城となった。しかし、元和5年（1619）地震で倒壊したため、北側に八代城（松江城）が築かれた。その後、加藤氏に替わり細川氏が肥後に入封すると、藩主忠利の父細川三斎（忠興）が八代城に入り、正保3年（1646）家老松井興長が城代となって以後は、松井家が歴代その任にあたり、明治維新に至った。古麓城跡は八代平野に流れ出た球磨川の東に近接した飯盛山・丸山・古麓山の頂上と尾根筋に点在する、5つの山城群の総称である。東西約800m、南北約960mの範囲に曲輪や堀切、竪堀等の遺構が展開する。麦島城跡は、球磨川とその支流前川に挟まれた中州に所在し、東西約130m、南北約120mの本丸を中心に、東に二ノ丸、西に三ノ丸を配し、それぞれ水堀で囲まれた総石垣造りの城である。地震で倒壊した平櫓の部材や、小天守に葺かれたと考えられる朝鮮半島産の滴水瓦、金箔鯨瓦が出土した。八代城跡は、球磨川河口の北側に立地し、本丸、二ノ丸、三ノ丸、出丸からなる総石垣造りの城である。本丸の規模は約180m角で、四周に水堀を備えている。

八代城跡群は歴代の政治権力による港湾・水運の掌握の様相を窺えるとともに、一地域で中・近世の城曲輪構造の変遷を知ることができ、我が国の中・近世の政治・軍事を知る上で貴重であることから、平成26年3月、古麓城跡のうち伝新城跡及び伝丸山城跡、麦島城跡のうち天守台及び本丸の一部、八代城跡のうち本丸と北ノ丸、関連遺跡として平山瓦窯跡、松井家墓所を史跡に指定し、その保護を図った。



今回、古麓城跡のうち、伝新城跡の東側から伝鷹峯城跡の南東側にかけて、堀切と豎堀の組み合わせが6か所、土橋を有する堀切が2か所確認でき、古麓城跡の構造を明らかにする上で重要な箇所を追加指定して、保護の万全を図るものである。史跡に指定してその保護を図るものである。





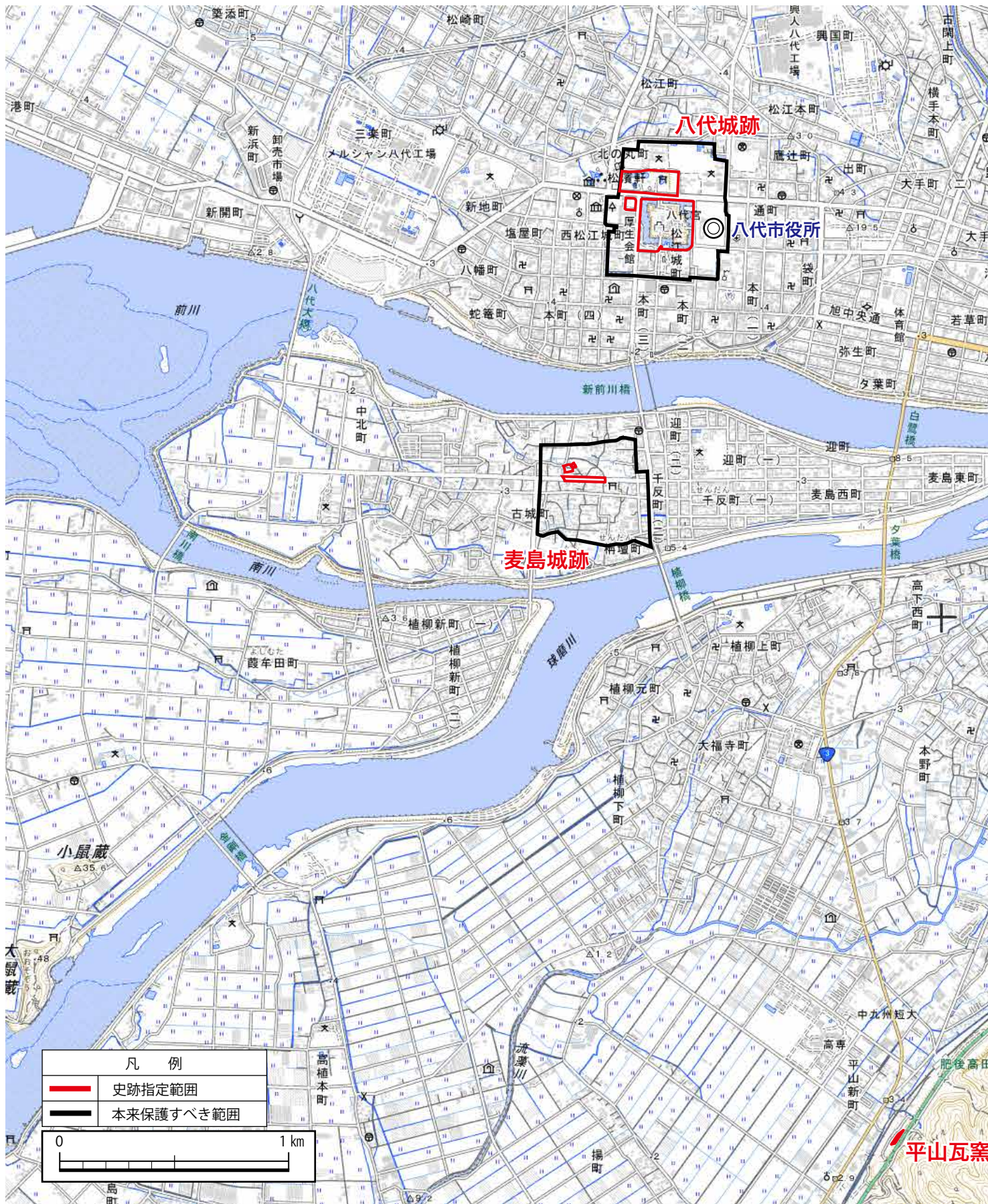
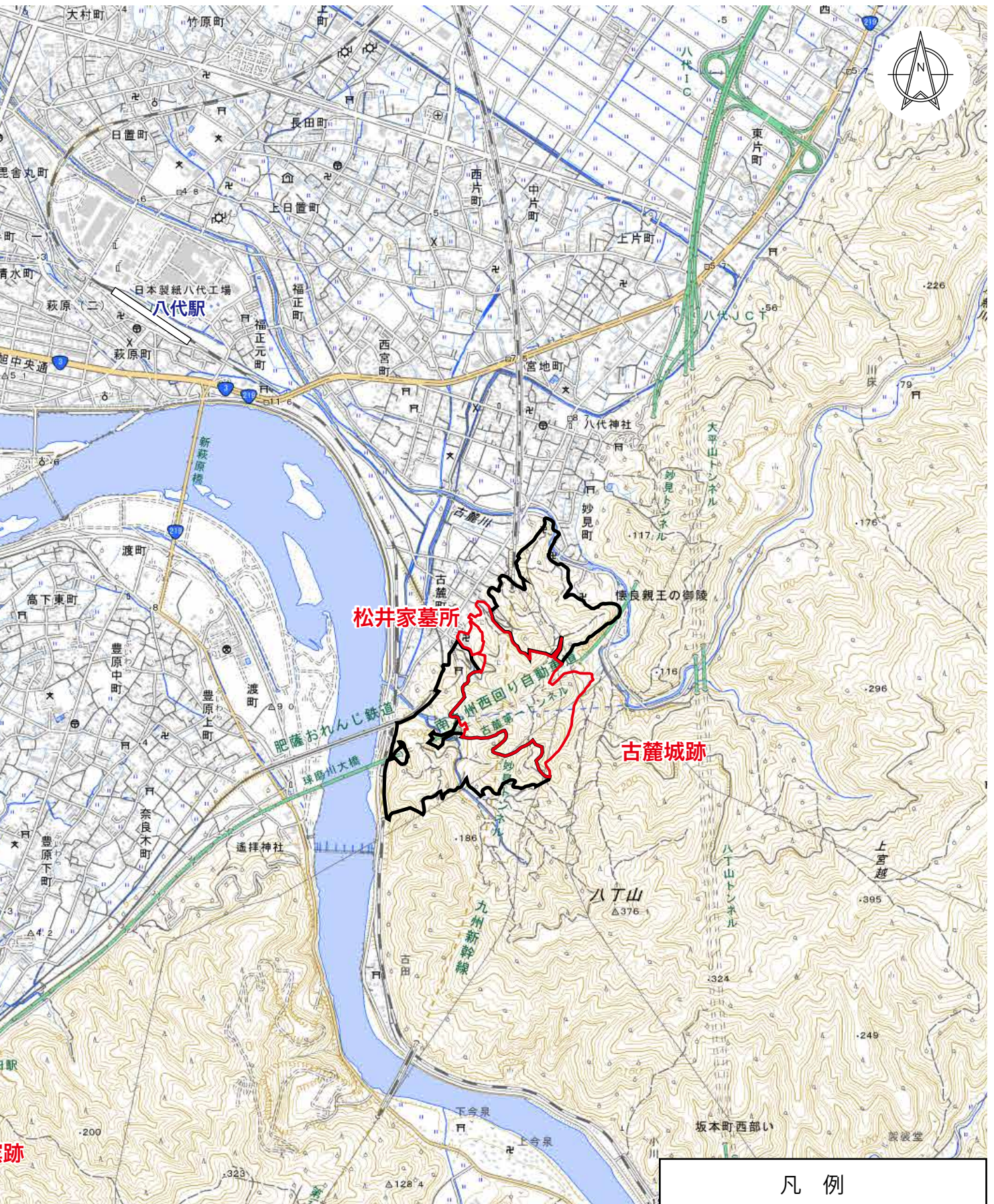


Fig.06 八代





城跡群位置図



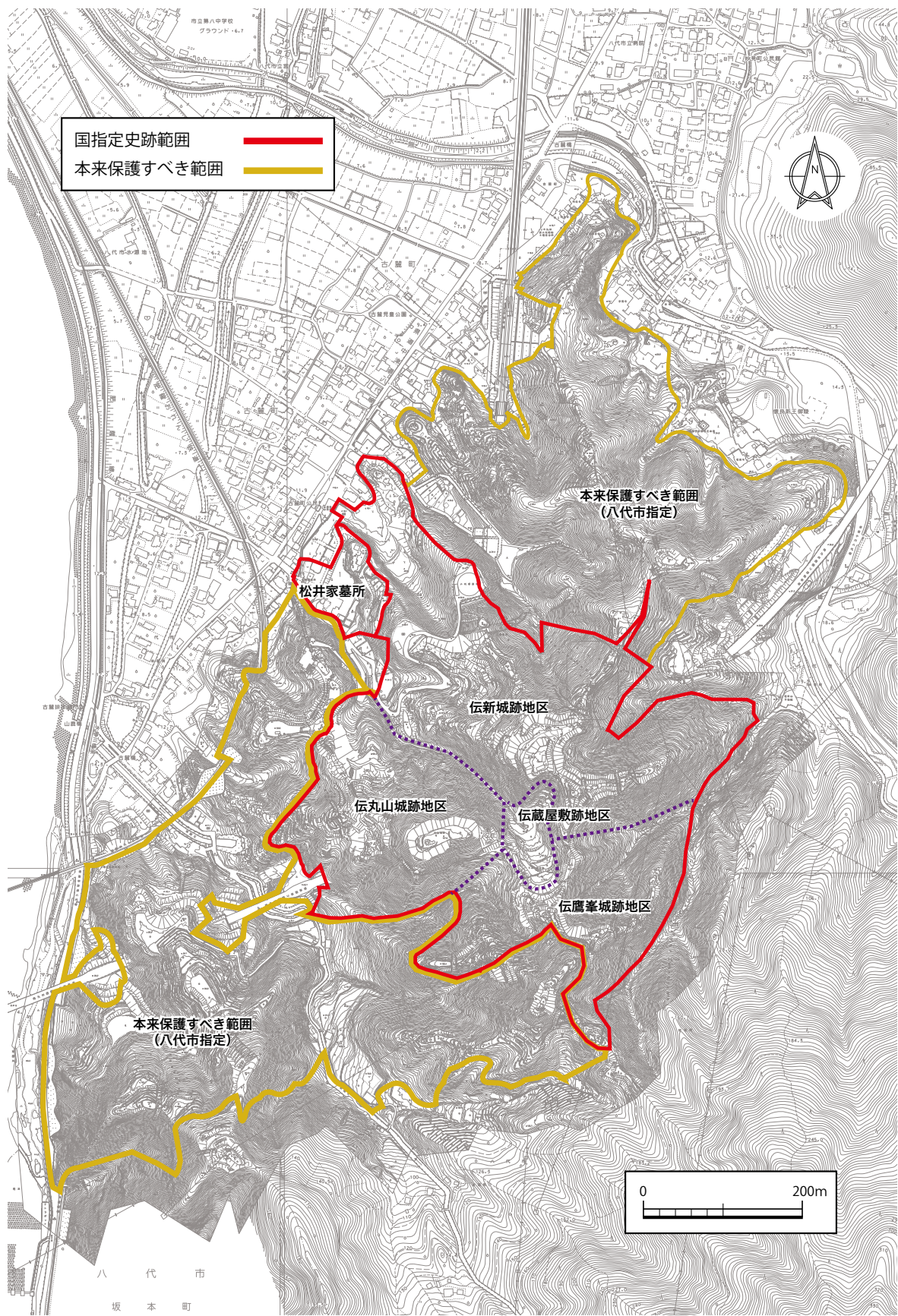


Fig.07 古麓城跡史跡指定範囲



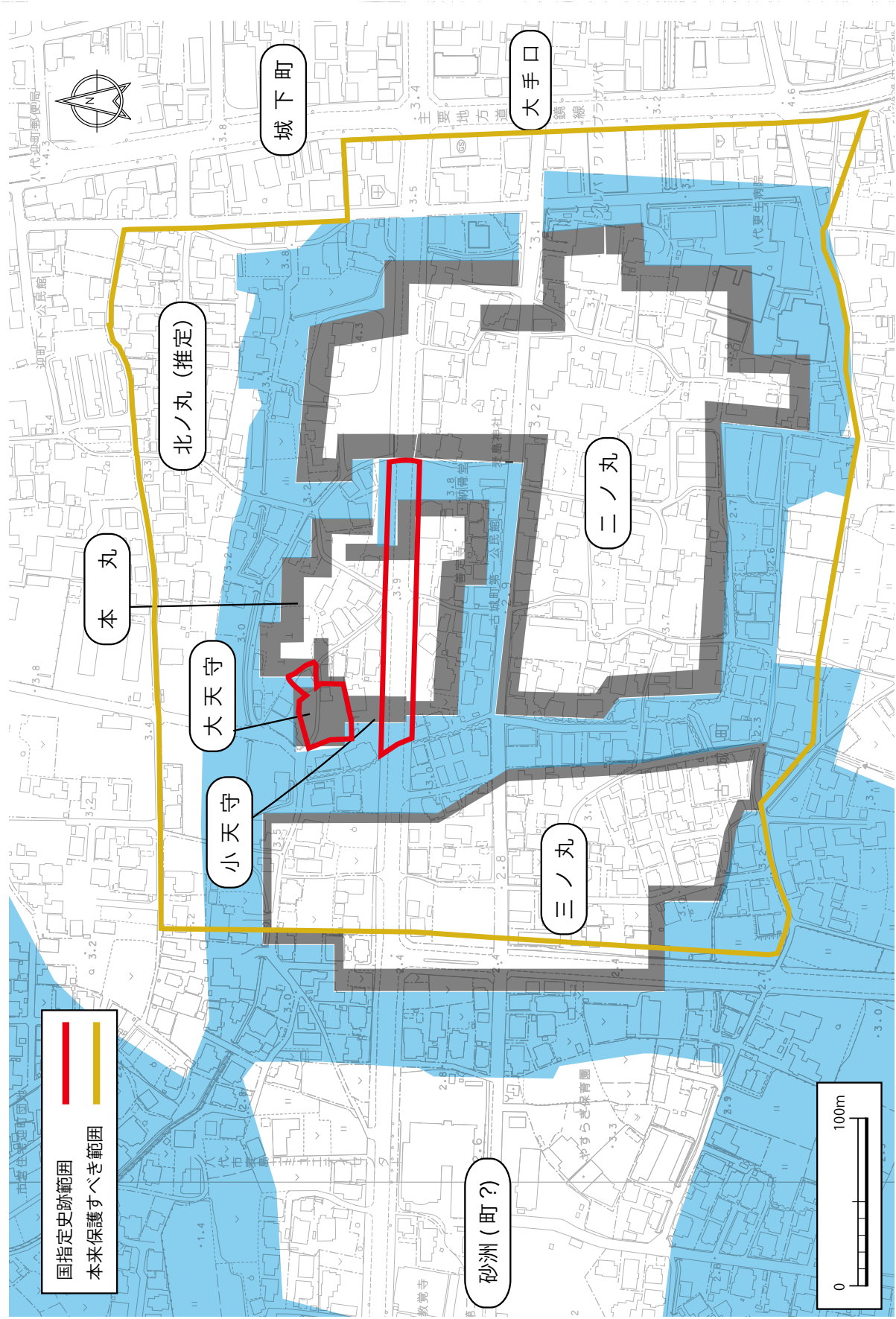


Fig.08 麦島城跡史跡指定範囲

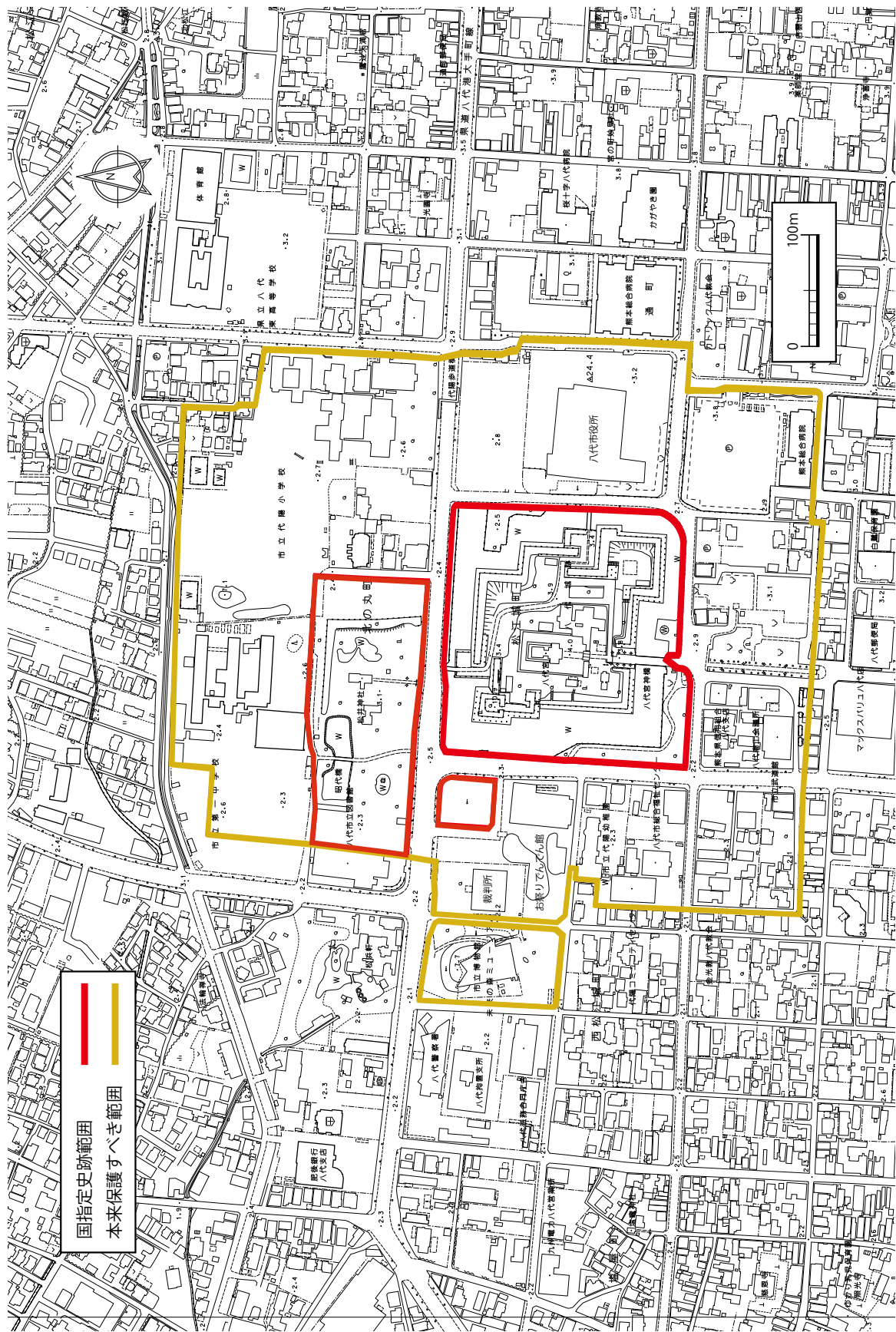


Fig.09 八代城跡史跡指定範囲



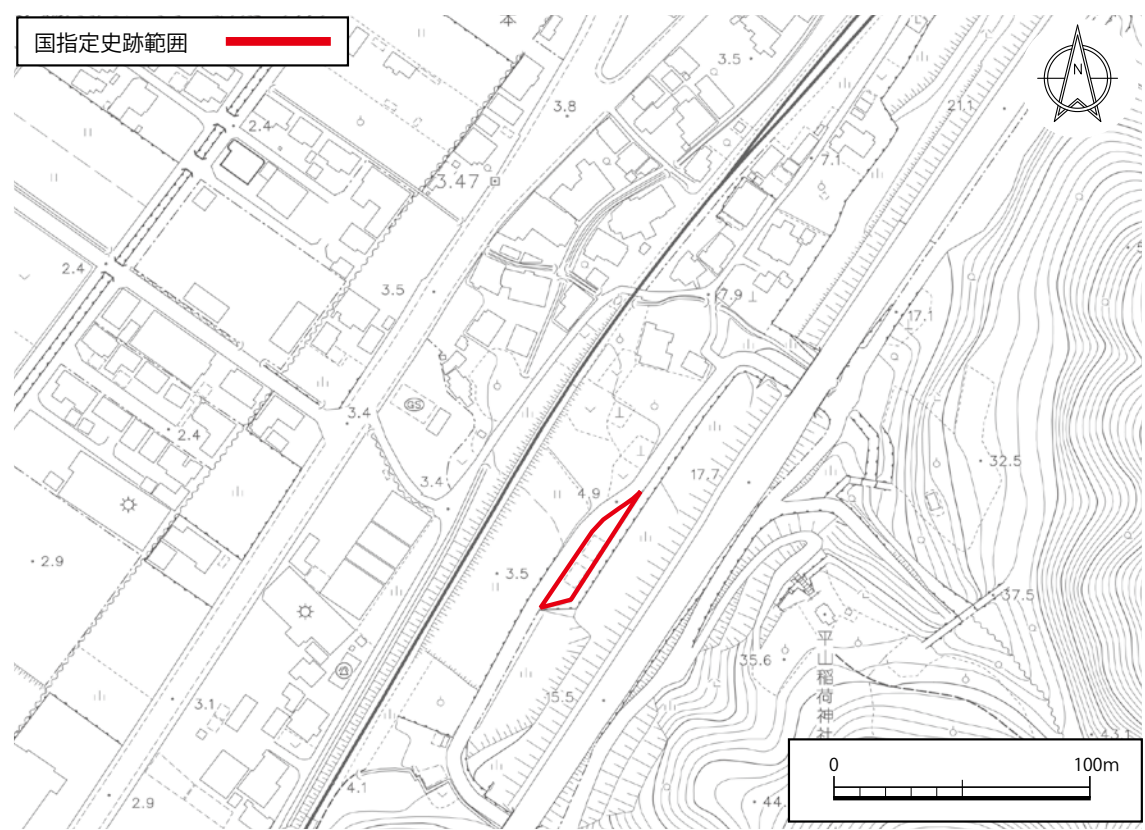


Fig.10 平山瓦窯跡史跡指定範囲

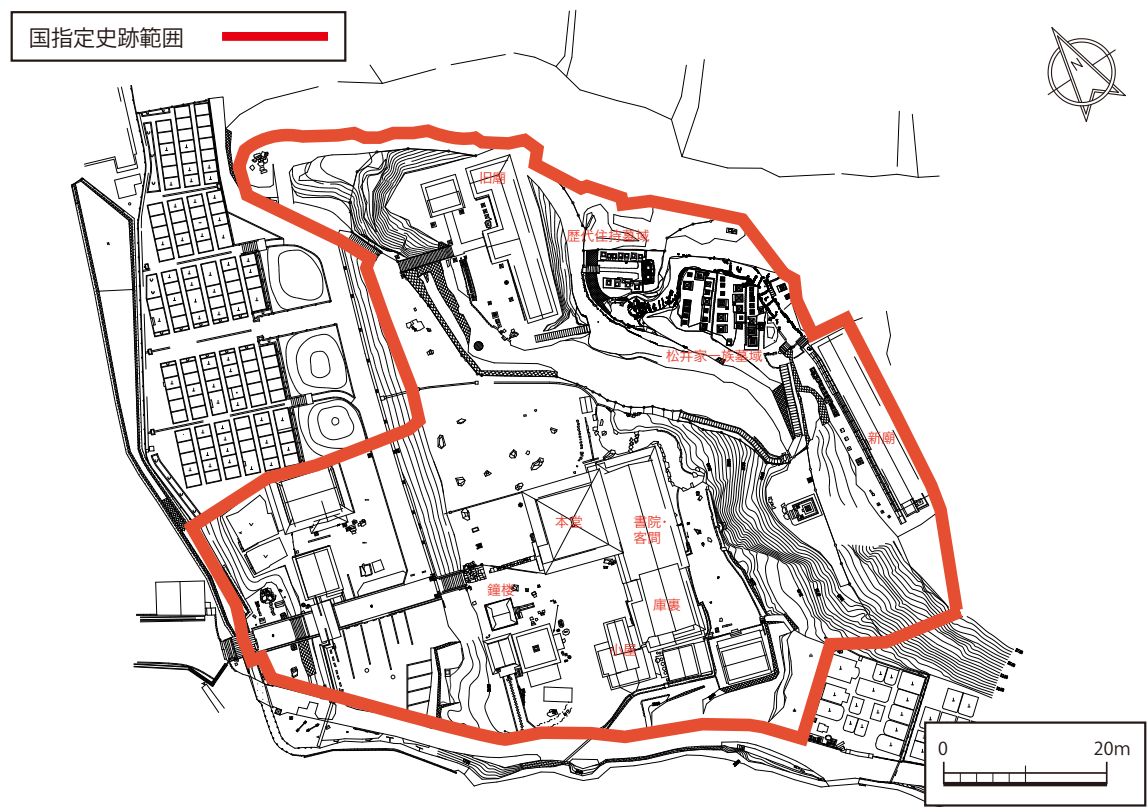


Fig.11 松井家墓所史跡指定範囲